

受動喫煙防止対策実施状況調査結果について

○調査目的

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法の周知やこれに伴う対策の状況について把握するため、公共の場及び職場における受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査を実施し、今後の受動喫煙防止対策の推進に必要な基礎資料とすること。

○調査期間 令和3年8月20日～9月21日

○調査回収率 58.8%（726/1,234施設）

○調査対象施設

- ・第1種施設：学校、保育施設、行政機関、医療機関等
- ・第2種施設：第1種施設以外の事業所（製造業、飲食業、宿泊業、小売業等）

1 調査結果の概要

(1) 改正健康増進法の認識と受動喫煙防止対策の実施状況

改正健康増進法により受動喫煙防止対策が強化されたことを「知っている」割合について、第1種施設では91.7%、第2種施設では82.6%であった。

また、受動喫煙防止対策について、法令に従って実施していると回答した割合は、第1種施設で91.8%、第2種施設で73.6%であった。

施設種別	改正健康増進法の認識		受動喫煙防止対策の実施状況		
第1種施設	知っている	91.7% (254/277施設)	対策実施	91.8% (291/317施設)	※1
第2種施設	知っている	82.6% (338/409施設)	対策実施	73.6% (301/409施設)	※2

※1 敷地内禁煙(86.1%) + 屋内禁煙(特定屋外喫煙場所あり)(5.7%) の合計

※2 敷地内禁煙(26.4%) + 屋内禁煙(44.8%) + 屋内分煙(喫煙場所の技術的基準及び掲示を実施)(1.5%) + 既存特定飲食提供施設(掲示実施)(0.7%) + 喫煙目的室(掲示実施)(0.2%) の合計

(2) 第2種施設における喫煙場所設置条件の充足状況

受動喫煙防止対策として「屋内分煙」を実施している第2種施設のうち、当該喫煙場所での技術的基準（喫煙室の構造、煙の排気状況）を満たしていると回答した割合は 57.9% であった。

喫煙場所に係る標識掲示義務については、類型に応じて掲示していると回答した割合が、喫煙場所の入口への掲示については 28.1%、喫煙場所設置の建物入口への掲示は 23.8%、喫煙場所への20歳未満立入禁止の掲示は 25.4% であった。

第2種施設のうち、屋内分煙を実施している施設で、技術的基準と標識掲示義務をすべて満たしていると回答した割合は、10.5% であった。

技術的基準	満たしている
屋内分煙の喫煙場所における技術的基準	57.9% (33/57 施設)
掲示の種類	類型に応じて掲示を実施と回答
喫煙場所の入口への掲示	28.1% (16/57 施設)
喫煙場所設置の建物の入口への掲示	23.8% (15/63 施設)
喫煙場所への20歳未満立入禁止の掲示	25.4% (16/63 施設)
第2種施設のうち、屋内分煙実施施設において技術的基準や掲示義務等をすべて満たしている	10.5% (6/57 施設)

(3) 改善に向けた取組

- 取組状況が不十分な施設に対しては、営業許可に係る新規開設、許可の更新、立入検査、その他各種指導の機会をとらえて保健所による指導等を行うことで対応し、改善を図っていく。
- 関係団体との連携のもと、取組状況が不十分な施設の対策が進むよう、個別に周知・広報を行っていく。